

# 福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金実施要領

## (目的)

第1 この実施要領は、「福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第19条の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (省エネ診断)

第2 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助対象者」という。）は、国又は県が無料で派遣する、若しくは斡旋する省エネアドバイザー（以下「省エネアドバイザー」という。）の診断を受けるものとする。

なお、省エネアドバイザーの診断結果は、当補助事業を申請する年度、又はその前年度に実施したものを有効とする。

## (補助対象者の指定)

第3 交付要綱第4条第2項の規定による補助事業の採択方針及び採択基準は別表1によるものとし、知事は、交付要綱第4条の規定による計画書等の提出があった場合は、当該計画書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、別表1に掲げる補助事業の採択方針及び採択基準に適合すると判断した場合には、予算の範囲内で補助対象者に対し、補助金の内示を行うものとする。

## (補助率)

第4 交付要綱第7条第2項の別表第3に掲げる「地球温暖化対策推進法に定める地方公共団体実行計画(区域施策編)策定市町村等」は別途定めるものとする。

## (補助金交付申請)

第5 補助対象者は、実施要領第3による内示を受けた場合には、交付要綱第8条の規定により申請書を作成し、知事に提出するものとする。

## (補助金の交付の通知)

第6 知事は、実施要領第5の規定により申請書の提出があった場合には、申請の内容について別表1との適合性を審査し、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めた時は、補助対象者に対し、補助金交付指令により補助金の交付決定を行うものとする。

## (事業の着手)

第7 補助事業を行う事業者（以下「補助事業者」という。）による事業の着手は、補助金交

付決定があった日以後に行うものとする。

また、補助事業者は事業に着手した場合には、福島県事業者向け省エネ対策推進事業着手届（様式1）を知事に提出するものとする。

（交付要綱第14条第1項に規定する知事が必要と認める書類）

第8 交付要綱第14条第1項に規定する知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 導入した省エネ設備の保証書
- (2) 提出書類チェックシート（様式2）

（事業の実施状況報告）

第9 補助事業者は、事業実施年度を含む2年間、交付要綱第3条2号及び3号に定める事業等に協力するとともに、県に対し事業実施による省エネ効果についての普及啓発内容を福島県事業者向け省エネ対策推進事業普及啓発報告書（様式3）により各年度末に報告するものとする。

（改修等に伴う手続き）

第10 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う改修等をしようとするときは、福島県事業者向け省エネ対策推進事業で取得した設備等の改修（移転、更新等）届（様式4）を作成し、知事に提出するものとする。

（災害の報告）

第11 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備等について、耐用年数期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに福島県事業者向け省エネ対策推進事業で取得した設備等の災害報告書（様式5）を作成し、知事に提出するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

**補助事業の採択方針**

- ・ 省エネ設備の更新を行った効果を従業員、従業員の家族、施設の所在する地域へ普及する効果が高いと認められるもの。

**補助事業の採択基準**

**【事業者に関すること】**

- ・ 建物、設備の所有者であるもの。
- ・ 補助事業の予算が適切であるもの。
- ・ 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であり、事業を継続して安定的に実施できる見通しがある等経営内容が堅実であるもの。
- ・ 県税等の滞納がないもの。
- ・ 事業実施年度を含む2年間、「福島議定書」事業に参加し、また、従業員等に「みんなでエコチャレンジ」事業への参加を促し応募はがきの回収に努めるもの。
- ・ 本事業により設備の改修等を行ったこと及びその効果について従業員等へ周知するもの。

**【施設に関すること】**

- ・ 福島県内に位置するもの。

**【設備に関すること】**

- ・ 省エネアドバイザーの助言に基づいて省エネ設備の更新を行うもの。
- ・ 次の事項に該当しないもの。
  - (1) 中古品の設置その他これに類するもの。
  - (2) 既に設置工事に着手しているもの。